

子ども医療費助成の拡充を求める意見書

東京都が、現在行っている中学3年生までの医療費助成を高校卒業年齢まで引き上げる方針を示しました。各自治体での速やかな実施に当たり、特に財政力の弱い多摩地域では、東京都の十分な財政支援が欠かせません。また、現行の義務教育就学児医療費助成制度では、児童手当に準拠した所得制限と、通院1回200円と入院食事代の自己負担があります。財政力のある一部の自治体では独自に上乘せを行い、所得制限も自己負担もないのに対し、財政力が弱い多摩地域などの市町村は、その多くで所得制限や自己負担が残っており、東大和市もその一つです。本来子どもに対する支援は、保護者の経済力によって差をつけるべきではなく、都内に住む子どもたちがひとしく医療を受ける権利を保障するためにも、東大和市議会として、東京都に対し以下のとおり求めます。

- 1 子ども医療費助成の高校卒業年齢までの引き上げに当たり、財政力の弱い自治体でも速やかに実施できるよう、十分な財政支援を行うこと。
- 2 事業実施に当たっては、保護者の経済負担をできる限りなくすよう検討すること。
- 3 事業実施に当たっては、東京都市長会などの場で意見調整を進めながら、準備経費補助の詳細や実施に向けた制度の考え方や内容、経費を含めた課題等について、丁寧に議論を重ね調整していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決日) 令和4年3月14日

(送付日) 令和4年3月16日

(送付先) 東京都知事